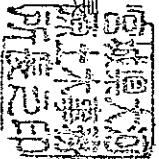


公 告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路（指定年月日 昭和48年5月30日 第318号）の指定を取消ししたので、公告する。

平成30年10月19日

宮城県大河原土木事務所  
 所長印

- 1 指定番号 第318号（大河原土木事務所）
- 2 取消しする指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号
- 3 指定取消しの年月日 平成30年10月19日
- 4 取消しする指定道路の位置 柴田町船岡土手内一丁目51番4の一部、52番1の一部、53番2の一部、48番2の一部
- 5 取消しする指定道路の幅員及び延長  
（1）幅員 4.00～9.00m  
（2）延長 68.32m